

ひめじ救命ステーション登録制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の普及を促進し、市民の救命率の向上を図ることを目的とするひめじ救命ステーション登録制度（AEDを設置し、かつAEDを使用した救命活動に協力できる体制が整備されている事業所等（法人その他の団体の事業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）をひめじ救命ステーションとして登録する制度）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす事業所等をひめじ救命ステーションとして登録することができる。

- (1) 登録を受けようとする事業所等にAEDを設置するとともに、当該AEDを適正に維持管理していること。
- (2) 登録を受けようとする事業所等において、救急救命講習を受講した者等の救命処置の知識を有すると認められる者がいること。
- (3) 事業所等の営業時間中において、当該事業所等の近隣で、AEDによる救命処置が必要となったときに、当該救命処置に要する間はAEDを無償で提供し、AEDを使用した救命活動に協力する意思を有すること。

(登録の手続)

第3条 前条の登録を受けようとする事業所等の代表者（以下「申請者」という。）は、ひめじ救命ステーション登録申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定によりひめじ救命ステーションとして登録した事業所等にひめじ救命ステーション登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）及びひめじ救命ステーション標章（様式第3号。以下「標章」という。）を交付するものとする。

(標章の掲示)

第4条 ひめじ救命ステーションとして登録された事業所等は、前条第2項の規定に

より交付された標章を当該事業所等の出入口又はA E Dの設置場所等、周囲から見やすい場所に掲示するものとする。

(公表)

第5条 市長は、市のホームページを活用し、ひめじ救命ステーションとして登録した事業所等の名称及び所在地等を公表するものとする。

(異動の届出)

第6条 ひめじ救命ステーションとして登録された事業所等の代表者は、事業等を廃止したとき、事業等を休止したとき、登録内容に変更があったとき又は登録を辞退するときは、速やかにひめじ救命ステーション異動届出書（様式第4号。以下「異動届出書」という。）により市長に届け出るものとする。

2 ひめじ救命ステーションとして登録された事業所等の代表者は、事業等を廃止するとき又は登録を辞退するときは、前項の規定による届出の際に、登録証及び標章を市長に返還するものとする。

3 第1項の規定による登録内容の変更の届出により登録証の内容に変更がある場合には、市長は、当該ひめじ救命ステーションとして登録された事業所等の代表者に登録証及び標章を返還させ、新たな登録証及び標章を交付するものとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、ひめじ救命ステーションとして登録された事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひめじ救命ステーションの登録を取り消すものとする。

- (1) 前条に規定する異動届出書により、登録の辞退を届け出たとき。
- (2) 事業等を廃止したとき。
- (3) 第2条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- (5) 前各号の他登録することが適当でないと市長が認めたとき。

(経費負担)

第8条 ひめじ救命ステーションとして登録された事業所等のA E Dの設置及び維持管理並びにA E Dを用いた救命活動に要した費用は、当該事業所等の負担とする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月29日から施行する。
- 2 ひめじ救命ステーション標章交付制度に関する要綱（平成19年11月7日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現にひめじ救命ステーション標章交付制度に関する要綱第5条第1項の規定による標章交付証及び標章の交付を受けている者は、第3条の登録を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月13日から施行する。

ひめじ救命ステーション登録申請書

年 月 日	
(宛先) 姫路市長	
申請者 〒 所在地 代表者名	
ひめじ救命ステーションとして登録を受けたいので、ひめじ救命ステーション登録制度に関する要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。	
記	
事業所・代表者名	
AED設置場所	所在地：〒 設置場所：
AEDの種類・数	メーカー名・型番： 台数：
営業時間	： ～ ：
休館日	
標章の掲示場所(予定)	
担当者 連絡先 緊急連絡先 メールアドレス	氏名： 電話： - - 電話： - - E-Mail： @
普通救命講習等 有資格者氏名	
標章希望枚数	枚
備考	

※ AED設置場所を明示した平面図、AED設置状況の写真及び普通救命講習修了証等の写しを添付してください。

※ 休館日の欄には、AEDを提供できない日を記入してください（日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）など）。



第 号
年(年) 月 日

様

姫路市長

ひめじ救命ステーション登録証

ひめじ救命ステーション登録制度に関する要綱第3条の規定に基づき、貴事業所をひめじ救命ステーションとして登録しましたので登録証を交付いたします。

事業所名

所在地

設置場所

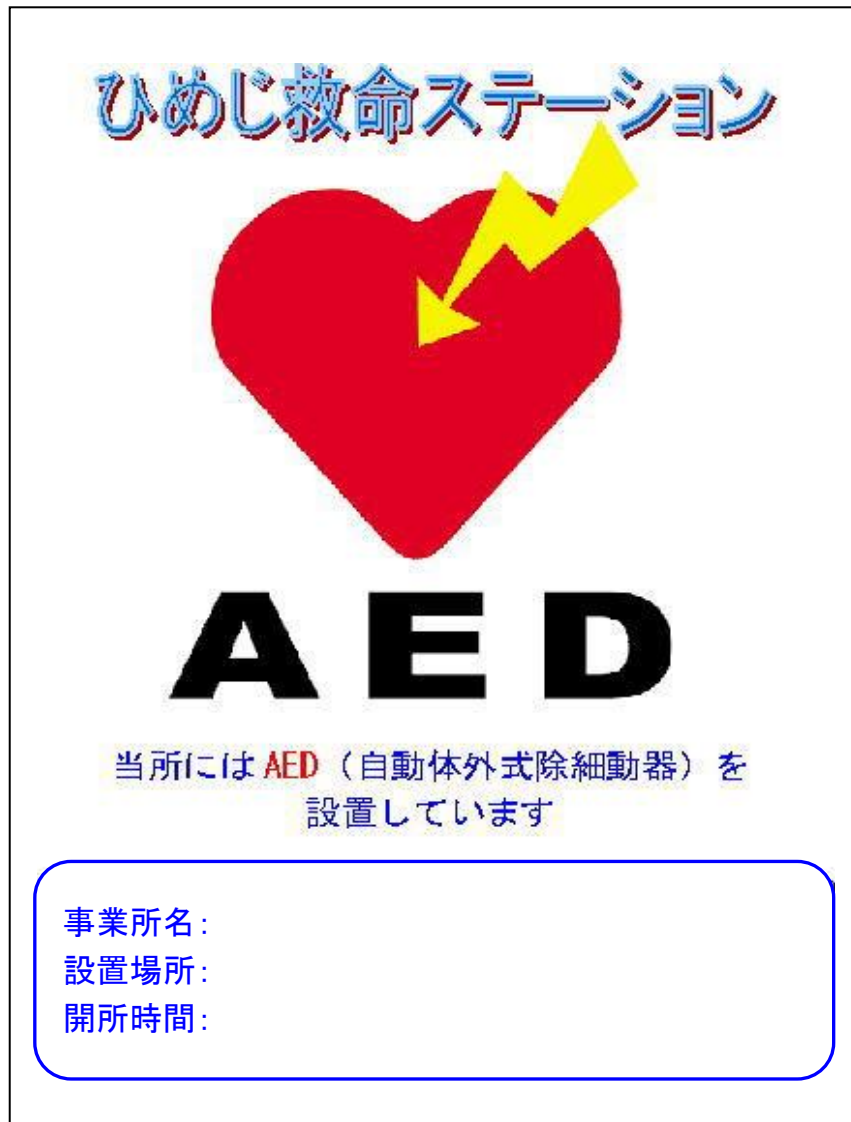
開所時間

休館日

A E D

様式第3号（第3条関係）

ひめじ救命ステーション標章



- ・寸法 たて 297ミリ、よこ 210ミリ
- ・地質 白色
- ・ロゴマーク 赤文字、ハート赤、イナズマ黄
- ・文字 青色（ただし、「ひめじ救命ステーション」は白色縁
どり・影付、「AED」は黒色、設置文面のAEDは
赤色）

ひめじ救命ステーション異動届出書

年 月 日	
(宛先) 姫路市長	
届出者 〒 所在地 代表者名	
ひめじ救命ステーションの登録内容に異動がありましたので、ひめじ救命ステーション登録制度に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。	
記	
事業所・代表者名	
届出の種類	廃止 ・ 休止 ・ 変更 ・ 辞退
届出の理由	
異動の内容	
担当者 連絡先	氏名： 電話： — —
備考	

※ 廃止・辞退の場合は、ひめじ救命ステーション登録証及びひめじ救命ステーション標章を添付してください。

※ 休止の場合は、休止期間等を異動の内容欄に記載してください。AEDの提供を再開する場合は、変更の異動届出書を提出してください。

※ 変更の場合は、具体的な変更内容（所在地、AED設置場所の変更等）を異動の内容欄に記載してください。